

第Ⅱ部 令和5年度資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 環境美化事業

第1節	環境美化事業の概要	79
第2節	雑草除去	79
第3節	害虫駆除等	80
第4節	土砂等の埋立て等に関する規制	80
第5節	江戸川クリーン大作戦	81

第4章 環境美化事業

第1節 環境美化事業の概要

住宅都市として快適な生活環境を確保するため、空地の雑草除去指導・害虫の駆除、土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止等に努めています。

また、地域住民による清掃活動として、国土交通省と江戸川沿い東京都特別区2区、千葉県及び埼玉県、茨城県の11市町による「江戸川クリーン大作戦」（例年、5月30日‘ゴミゼロ’前後に実施）に参加協力しています。この運動は、地域住民に定着・浸透し、自治（町）会など団体独自の自主的な地域清掃へと移行してきており、平成13年度からは、年間を通したサポート体制（清掃資材の配布・ごみの収集など）で地域清掃の促進を図っています。

第2節 雑草除去

住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者（管理者）に対して、刈り取りの指導を行っています。また、公道脇等で歩行者又は車両等の通行に支障をきたす箇所などの雑草除去を行っています。

なお、土地所有者（管理者）が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

令和5年度の雑草除去は188件、除去面積は17,372㎡でした。

第3節 害虫駆除等

道路側溝等に発生するユスリカは、発生時期や発生状況を考慮しながら駆除しています。

（令和5年度薬剤散布 件数692件）

また、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。

市民向け薬剤配布状況については、次のとおりです。

市民向けユスリカ駆除剤・殺そ剤配布状況（令和5年度）

配布場所	ユスリカ駆除剤	殺そ剤
生活環境保全課	941袋	305袋
総合市民相談課	320袋	343袋
大柏出張所・市川駅行政サービスセンター 行徳支所総務課・南行徳市民センター	1,889袋	1,964袋
市民課窓口連絡所(国分・信篤・中山)	88袋	225袋
公民館（東部・西部・柏井・曽谷・南行徳）	647袋	215袋
計	3,885袋	3,052袋

第4節 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、いわゆる「残土条例」を平成16年1月1日から施行しています。

この条例では、300平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立て等事業について許可制にしています。また、安全基準に適合しない土砂は使用できないこととするとともに、たい積構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止するなど、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図っています。

許可・指導件数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
埋 立	6件	6件	6件	2件	2件
一時たい積	0件	0件	0件	1件	0件
変 更	0件	1件	1件	1件	3件
指 導	6件	2件	1件	4件	3件

※ 残土条例は、昭和55年全国に先駆けて制定しましたが、更に、土砂等の安全基準等の規制強化を図るため、条例の全部改正を行い、平成16年1月から施行したものです。

※ 3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県条例により知事の許可が必要になります。

第5節 江戸川クリーン大作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿いの2区11市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの清掃を実施しています。

拾い集めたごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治（町）会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

令和5年度実施内容

実施日	令和5年5月26日（日）		
参加状況	区 分	参加団体数	参加人数
	自治（町）会	5団体	290人
	子ども会	1団体	50人
	ボーイ・ガールスカウト	1団体	58人
	その他	29団体	610人
	合 計	36団体	1,008人
収集ごみ量	燃やすごみ	250 kg	
	燃やさないごみ	210 kg	
	合 計	460 kg	

江戸川クリーン大作戦の様子



